

第 5 5 8 回広島地方最低賃金審議会
議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年12月23日(月)13時54分～14時18分
2 場 所 広島合同庁舎2号館7階5号会議室

3 出席者 (公益代表委員) 岡田 行正
酒井 朋子
中原 良子

(労働者代表委員) 佐崎 吉宏
戸村 伸一郎
長安 幸司
橋本 聡
林 秀彦

(使用者代表委員) 池久保 典也
蔵田 秀和
巢守 佳之
中野 博之
長谷川 信男

(広島労働局) 局長 小沼 宏治
労働基準部長 木下 麻子
賃金室長 檀上 昌浩
室長補佐 重弘 拓也
労働基準監察監督官 山崎 勝
給付調査官 森川 智鶴乃
労働基準監督官 吉川 みどり

4 議 事

- (1) 広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定について
- (2) その他

① 次回開催日程について

議事

岡田会長

それでは、定刻より少し早いです、今日出席御予定の方は全員おそろいですので、ただいまから第 558 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、本審議会の委員の出席状況を事務局から御報告ください。

重弘室長補佐

本日の審議会の委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 3 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 13 名の委員に御出席をいただいております、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告いたします。

岡田会長

それでは、議事を始めます。まず、議事（１）「広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定」について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

檀上室長

本年度の広島県特定最低賃金に関する審議経過について御報告申し上げます。

最初に、本年度の広島県特定最低賃金専門部会は、広島県特定最低賃金 7 業種全ての専門部会が 12 月 17 日までに結審しましたことを御報告いたします。

各特定最低賃金専門部会委員の皆さま方におかれましては、御多忙の中で、審議日程の確保に御配慮、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、各専門部会の審議経過の概要について御説明いたします。

本年度、広島県特定最低賃金 8 業種の改正及び「各種商品、各種食料品小売業」の新設について、労働者側から申出がなされたことを受け、事務局でその

内容について審査した後、広島地方最低賃金審議会に対して８月５日付けで改正の必要性の有無についての諮問をいたしましたところ、同日、申出のあったもののうち、「各種商品、各種食料品小売業」の新設は「必要性なし」、との答申となりましたが、それ以外の８業種については保留とされました。

８月２１日に再度審議を行った結果、「各種商品小売業」以外の７業種について「改正の必要性あり」、との答申をいただきました。

これを受けて、同日、７業種の金額改正決定に係る諮問をさせていただきました。その後、各特定最低賃金専門部会の委員を任命させていただき、各専門部会において、金属製品製造業、船舶等製造業及び自動車小売業が４回、それ以外の４業種は３回の調査審議において結審されました。

各専門部会での審議内容について概要を御報告いたします。

上から

- １ 「鉄鋼業」 引上額 50 円（時間額 1,114 円）
- ２ 「金属製品製造業」 引上額 50 円（時間額 1,052 円）
- ３ 「機械器具製造業」 引上額 50 円（時間額 1,070 円）
- ４ 「電気機械器具製造業」 引上額 50 円（時間額 1,045 円）
- ５ 「自動車製造業」 引上額 50 円（時間額 1,048 円）
- ６ 「船舶等製造業」 引上額 50 円（時間額 1,080 円）
- ７ 「自動車小売業」 引上額 45 円（時間額 1,038 円）

以上となっております。

資料No.3－１から３－３通し番号３ページから６ページに、前回の審議会後に結審した３業種の第４回専門部会における議事要旨を取りまとめておりますので、御確認願います。

なお、今回の審議資料につきましては、前回の審議会後の専門部会に関連した資料のみを御用意しております。

岡田会長

ただいま、各特定最低賃金専門部会の審議経過につきまして、事務局から説

明をいただきましたが、これにつきまして御意見や御質問等ございますか。

(意見、質問なし)

岡田会長

特に御意見なしということでございます。続いて、ただいまの事務局からの説明に対しまして、部会長及び部会長代理として審議を進められた公益代表委員の皆様方、何か補足説明等がございますか。

(意見なし)

岡田会長

特に御意見もないようです。それでは各部会で結審した4業種の特定最賃の部会長報告につきまして、事務局から要旨の読上げをお願いします。

檀上室長

各部会長報告につきましては、資料No.6－1から6－3通し番号43ページから48ページまでと机上配付させていただきました別冊資料2にその写しを添付しておりますので御確認願います。それでは、各部会長報告を読み上げさせていただきます。なお、読み上げに際しましては、各報告書の表題、最低賃金額、効力発生日のみとさせていただきます。

(3業種の部会長報告の読上げ)

岡田会長

はい、ただいま、3業種の部会長報告を受けたことを確認いたしました。ただいまの部会長報告につきまして、何か御意見や御質問等はございますか。

橋本委員

効力発生日が法定どおりとなっておりますが、私の認識では2月21日で予定どおりですか。

檀上室長

予定は、2月21日です。

岡田会長

答申案についての審議に入ります。答申案は、先ほど報告いただきました部会長報告のとおりとしてよろしいか、特定最低賃金ごとに採決いたします。

まず1番目、資料No.4－1通し番号7ページ「広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金」につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(採決)

公益代表表決委員 2名中、賛成2名

労働者代表委員 5名中、賛成5名

使用者代表委員 5名中、賛成5名

全会一致で部会長報告のとおり、答申案といたします。

2番目、別冊資料No.4－2通し番号9ページ「広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(採決)

公益代表表決委員 2名中、賛成2名

労働者代表委員 5名中、賛成5名

使用者代表委員 5名中、賛成0名

次に、反対の方は挙手をお願いいたします。

公益代表表決委員 2名中、反対0名

労働者代表委員 5名中、反対0名

使用者代表委員 5名中、反対5名

公益代表委員2名中2名、労働者代表委員5名中5名、使用者代表5名中0名の賛成ということで、採決の結果賛成多数となりましたので、部会長報告のとおり、答申案とさせていただきます。

3番目、資料No.4－3通し番号11 ページ「広島県自動車小売業最低賃金」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(採決)

公益代表表決委員 2名中、賛成2名

労働者代表委員 5名中、賛成5名

使用者代表委員 5名中、賛成5名

全会一致で部会長報告のとおり、答申案といたします。

ただいま、採決の結果、3業種について、部会長報告のとおり答申案とすることとなりましたので、事務局は答申文案を用意してください。

岡田会長

それでは、答申文案の要旨の読み上げをお願いします。

檀上室長

それでは、各答申文案を読み上げます。

(答申文読み上げ)

なお、以降につきましては、各答申文案の表題、最低賃金額、効力発生の日

のみを読みあげます。

なお、各専門部会におきましても説明させていただいたところですが、令和6年4月の日本標準産業分類改定に伴いまして、答申文別紙の2適用する使用者内におきまして、これまでカンマで表されていた箇所が全て読点に改められておりますことを御報告いたします。

岡田会長

ただいま事務局から読み上げていただいた3業種の特定最低賃金の改正決定にかかる答申文案につきまして、何か御質問・御意見等がございますか。

(意見なし)

岡田会長

よろしいですか。それでは3業種の特定最低賃金の改正決定に係る答申文案により広島労働局長へ答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

岡田会長

それではこれもちまして御承認いただいたものと認めます。3業種の特定最低賃金の改正につきまして、広島労働局長に答申することとします。事務局は答申文の用意をお願いします。

檀上室長

それでは答申文を御用意いたします。

(岡田会長から小沼労働局長へ答申)

岡田会長

ただいま答申をいたしましたので、小沼労働局長より御挨拶をお願いしたいと思います。

小沼労働局長

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ審議会に御参集くださり、また、広島県特定最低賃金金額改正につきまして御審議の上、答申をいただいたことに深くお礼を申し上げます。

広島県特定最低賃金の金額改正につきましては、本年8月21日の審議会で7種について諮問させていただきました。そして、9月27日から12月17日までの間に各専門部会におきまして、公労使それぞれの立場で慎重かつ熱心に御審議をいただいたものと承知をいたしております。7業種のうち、4業種につきましては、10月30日に答申をいただいておりますが、本日、残りの3業種について答申をいただくことができたということでございます。御審議いただいた委員の皆様にはこの場をお借りいたしまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

今後の進め方でございますが、10月30日に答申をいただいた4業種につきましては、12月31日に発効できるようですので、皆様の御協力をいただきながら周知、広報に取り組んでいくというところでございます。

それから、本日答申をいただきました3業種につきましても、所要の手続きを進めまして、正式決定となりましたら、周知、広報させていただき、最低賃金の履行確保に向けてまた取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

また、各種賃金引上げの支援施策それから年収の壁対策につきましても、引き続き私ども行政として周知に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましても、引き続きこうした取組への御協力、ぜひとも

よろしく申し上げたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

岡田会長

ありがとうございました。

報道機関の皆様の撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

続きまして、今後の公示等の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

檀上室長

本日、答申をいただきました3件の広島県特定最低賃金の改正決定につきましては、本日付けで異議申出の公示をいたします。異議申出の締切日は、最低賃金法の規定により、15日後の1月7日火曜日となります。公示期間内に異議の申出がありましたら、1月8日水曜日の午前9時30分から3号館1階第15号会議室で開催予定の審議会において御審議をお願いすることとなりますが、異議申出がなかった場合には、1月8日の審議会は開催いたしません。したがって、審議会を開催する場合、その旨を委員の皆様に御連絡させていただきます。異議申出があった場合には、内容も併せてお知らせします。

異議申出がない場合、又は、異議申出のあった場合でも1月8日開催予定の本審で御審議いただいた結果が、本日の答申どおりとされた場合には、その後の事務処理を速やかに進め、本日答申いただいた3つの特定最低賃金については1月22日水曜日に官報公示となり、効力発生日は答申どおり、法定日発効といたしまして、2月21日となる予定です。なお、本日の答申内容につきましては、今後プレス発表を行う予定としております。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

では、議事3「その他」に移ります。

次回本審の開催日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

重弘室長補佐

はい、次回本審の開催日程についてですが、先ほど壇上から御説明申し上げたとおり、特定最賃の改正決定にかかる異議申出がなされた場合、1月8日、午前9時30分に審議会を開催する予定とさせていただいております。したがって、委員の皆さま方に審議会を開催する旨の御連絡をいたします。

その次の本審につきましては、来年3月に本年度最後の審議会を開催予定です。議題は、主として広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定と令和7年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について、御審議をいただく予定です。日程は後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日1月8日の開催の御案内を準備させていただいておりますので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

岡田会長

はい、よろしくお願いします。

（案内文書配付）

それでは、特定最低賃金の異議申出があった場合には、1月8日水曜日の9時30分から審議会を開催することとなりますので、各委員には日程確保をよろしくお願いします。これについて何か御意見はございますか。

（意見なし）

それでは、1月8日に審議会を開催する場合は、公開といたします。

その次の本審は、来年の３月専門部会の廃止決定と特定最賃申出の意向表明について審議予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第６条に基づき審議を公開といたします。

事務局は準備をお願いいたします。

そのほか各委員から何かありますか。

(意見なし)

事務局から何かございますか。

檀上室長

ございません。

岡田会長

それでは、これで第５５８回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様、ありがとうございました。お疲れ様でした。